

新型コロナウイルス感染症対策

4月20日開催

津市新型コロナウイルス感染症対策本部会議(第12回) 開催結果



令和2年4月20日

津市新型コロナウイルス感染症対策本部会議（第12回）

令和2年4月20日（月）

午前10時～

本庁舎8階 大会議室A

1 三重県津保健所管内における4月18日以降の感染症患者の発生及び続報について報告（健康医療担当）

2 協議事項

- （1）久居アルスプラザのオープンの延期等について協議（文化振興担当）
- （2）学校の臨時休業に伴う給食中止による食材の対応について協議（教育委員会）
- （3）津市児童発達支援センター「つうぽっぽ」について（こども政策担当）

3 報告事項

- （1）新型コロナウイルス感染症に関する市長メッセージの発信について報告（危機管理部）
- （2）施設使用料の還付対象期間の再延長について報告（総務部）
- （3）津市立小・中・義務教育学校及び幼稚園並びに津市立幼保連携型認定こども園（1号認定子ども）の臨時休業中の登校日（授業日）及び登園日の取り止めについて報告（教育委員会）
- （4）津市新型コロナウイルス感染症市民生活相談案内窓口等の相談状況について報告（危機管理部）

4 その他

津市新型コロナウイルス感染症対策本部会議（第12回）

提案事項

2 協議事項

（1）久居アルスプラザのオープンの延期等について協議（文化振興担当）

政府から全ての都道府県に対し「緊急事態宣言」が発出されるなど、今後1～2カ月で感染症の拡大が終息することは見込めない状況であること、また、昨年6月から施設予約を開始し、ときの風ホール及びギャラリー、アートスペースなどの利用予約を既に頂いているとともに、舞台開きなどで発表いただく方々の練習環境も確保し難い状況であることから、このような現状を踏まえ、久居アルスプラザのオープンの延期等の対応を行うこととします。

まず、竣工式・内覧会は中止とし、10月1日（木）をグランドオープン日とします。9月末にグランドオープニングセレモニーを開催し、新型コロナウイルス感染症に係る状況を踏まえたグランドオープンの判断は1カ月前までに行い、オープンできないと判断した場合は、セレモニーも含めて3カ月後に順次延期することとします。

また、ピアノ開きコンサート・アルスプラザ祝祭合唱団の発表及び市内文化芸術活動団体の舞台公演並びに地域アーティストの演奏会は、来年6月での開催に向けて調整します。

なお、高嶋ちさ子氏のコンサートは、延期または中止とします。

さらに、6月6日（土）からグランドオープンの前日まではプレオープン期間とし、既にこの期間における施設利用の予約をいただいている方々については、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から次のとおり対応することとします。

- ・ 利用を中止される場合は、既に納めていただいている使用料金は全額返金します。
- ・ 利用を延期される場合は、通常12カ月後までの日程の中での振替となること、今回は来年6月から9月までの間で指定管理者の自主事業や津市の主催・共催事業等で利用する日程以外の中での希望日を5月12日（火）までに伺い、重なった日程については抽選を行い、優先的に振り替えていただくこととします。

- ・ 国等から示されている参加人数の制限や密閉・密集・密接の三つの密を避けるなどの感染拡大防止策を実施の上、施設を利用していただくこととします。
- ・ プレオープン期間の利用に係る新規予約の受け付けは中止し、共用スペースは新型コロナウイルス感染拡大対策の下、ご利用いただき、カフェについては、グランドオープンに合わせて開店することとします。

(2) 学校の臨時休業に伴う給食中止による食材の対応について協議（教育委員会）

学校給食食材販売会は、4月15日（水）に津市モーターボート競走場で開催しましたが、翌16日（木）三重県に緊急事態宣言が発令され、また、市主催イベントの開催判断の考え方が見直されたことから、4月22日（水）及び24日（金）に予定していました学校給食食材販売会は中止とします。

なお、当販売会の趣旨が食品ロスを防ぐことを目的とし、日常生活で使用する食材であることから、「道の駅津かわげ」（津市河芸町三行255番地4）に協力を得て、4月22日（水）及び24日（金）に同道の駅で販売していただくこととします。

※ 販売時間は、午前10時から午後6時までとします。

※ 販売予定の食材は、次表のとおりです。

品 種	価 格	22日	24日
じゃがいも（メイワーン）	1袋6個入り 200円	約 140袋	約 20袋
にんじん	1袋4本入り 200円	約 200袋	約 200袋
玉ねぎ	1袋3個入り 100円	約 420袋	約 160袋
きゅうり	1袋3本入り 100円	約 100袋	約 100袋
小松菜	1袋2束入り 100円	約 250袋	約 250袋
ねぎ	1袋2束入り 100円	約 70袋	約 70袋

(3) 津市児童発達支援センター「つうぽっぽ」について（こども政策担当）

津市児童発達支援センター「つうぽっぽ」については、新型インフルエンザ等感染症対策特別措置法における緊急事態宣言時においても休止を要請しない社会福祉施設等にあたる児童福祉施設であり、感染の予防に留意した上で、原則として開所となっています。

当該施設においては、4月17日（金）に三重県が発表した新型コロナウイルス感染症情報の第29例目及び第30例目の未就学児のうち、お1人については、「つうぼっぼ」の利用者でありましたが、4月10日（金）を最後に利用はなく、その後、4月14日（火）に発熱の症状が認められているところです。

三重県における新型コロナウイルス感染が判明した場合の今後の対応については、「濃厚接触者については保健所が調査し、PCR検査を実施するとともに、健康観察を行います。」となっておりますが、当感染情報の発表後、現在も県保健所によるつうぼっぼに対する接触者調査の連絡はない状況であります。

これらの状況から国立感染症研究所が示す新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領による「濃厚接触者については、患者が発病した日以降に接触した者」としていることも踏まえ、引き続き県保健所の指導、情報には注視しつつ、つうぼっぼの臨時休館の期間につきましては、新型コロナウイルス感染症対策本部決定の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」においての、「世界保健機構（WHO）によると、現時点において潜伏期間は1－14日（一般的には約5日）とされており、また、厚生労働省では、これまでの新型コロナウイルス感染症の情報なども踏まえて、濃厚接触者については14日間にわたり健康状態を観察することとしている。」となっていることから、当該利用者の最終の利用日の4月10日（金）から起算して14日間となる、4月23日（木）までと考えられます。

しかしながら、利用者の安全と感染拡大防止に万全を期すとともに利用者の方々のサービス利用調整等をはじめ休館中の消毒後による館内整理等、再開のための準備も必要となることから、4月24日（金）に、職員を復帰させ、利用再開については4月27日（月）を設定したいと考えています。

今後は、当該施設の消毒については、県保健所の指導のもと、早急に行い、また、利用者に向けては電話相談窓口において、利用者の皆様のご相談を丁寧にお伺いするとともに、こども支援課の担当者からサービス利用休止中におけるご家庭でのお子様のご様子や健康状態等の把握を行い、県保健所とも連携を図りながら適切に対応を行ってまいります。

報告事項

3 報告事項

- (1) 新型コロナウイルス感染症に関する市長メッセージについて報告（危機管理部）

4月18日、市長が市民の皆様に向けて、市ホームページに掲載するとともに、4月21日より市ケーブルテレビでメッセージを発信します。

- (2) 施設使用料の還付対象期間の再延長について報告（総務部）

新型コロナウイルス感染症の拡大防止を理由に、施設の使用を取り消された場合の使用料や利用料金は、2月20日（木）から5月10日（日）までの期間を対象に、使用料等の全額を還付しています。

このような中、4月16日には、緊急事態宣言が全ての都道府県へ拡大されるなど、引き続き、一層の感染拡大の防止に向けた対応が必要となっています。

これらのことを踏まえ、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止を理由に、施設の使用を取り消された場合の使用料について、その還付の対象期間を、再度、9月30日（水）まで、延長することとします。

還付対象期間の再延長につきましては、市ホームページへ掲載するとともに、各施設の所管部局において、利用者の皆様へ迅速に周知し、的確かつ丁寧の説明するよう対応します。

- (3) 津市立小・中・義務教育学校及び幼稚園並びに津市立幼保連携型認定こども園（1号認定子ども）の臨時休業中の登校日（授業日）及び登園日の取り止めについて報告（教育委員会）

4月16日（木）に国が新型コロナウイルス感染症に伴う「緊急事態宣言」を全ての都道府県に拡大したことや三重県での感染状況を踏まえ、津市立小・中・義務教育学校及び幼稚園並びに津市立幼保連携型認定こども園（1号認定子ども）については4月15日（水）から5月6日（水）までの臨時休業期間中に予定していた登校日（授業日）及び登園日を取り止めることとします。

- (4) 津市新型コロナウイルス感染症市民生活相談案内窓口等の相談状況について報告（危機管理部）

4月9日に開設しました、「津市新型コロナウイルス感染症市民生活相談案内窓口」の相談状況は、4月17日までの土・日曜日を除く7日間で

352件の相談がありました。

主な相談内容は、国の給付金等に関する相談が217件で、約60%を占めています。

また、当案内窓口で完結した相談が300件、専門的な対応が必要として担当部局につないだ相談が52件でした。

これ以外に、3月25日に設置した「事業者向け相談窓口」では、4月17日までに357件の相談を受け付けました。

4月18日発表 新型コロナウイルス感染症に関する市長メッセージ(4)

このページを印刷

通常ページへ戻る

登録日:2020年4月18日

新型コロナウイルス感染症に関する 津市長メッセージ



4月17日夜、三重県は、新型コロナウイルス感染者の県内29例目から32例目の4人の方の感染を公表しました。この方々は津市在住であり、21例目の方のご家族です。小さなお子様や高齢者を含む4人のご家族の方々が一挙に感染された事実を非常に重大な事態と受け止めています。

21例目の方は、14例目の方と同じ職場にお勤めの方で、4月11日に発熱し、15日に陽性が判明しました。この方のご家族で、17日に陽性が確認された29例目と30例目のお子様のうちのお1人は、津市児童発達支援センター「つうぼっぼ」をご利用になっていましたが、4月10日を最後にご来館はなく、その後14日に発熱の症状が認められました。「つうぼっぼ」につきましては、21例目の方が15日20時にPCR検査の結果が陽性と確認された時点で直ちに臨時休館を決定し、翌16日以降休館しております。

今後は、県保健所の判断を待って、接触者調査の結果に基づき適切に対処してまいります。また、他のご利用者の皆様には、18日から電話相談窓口を開設し、ご相談を丁寧にお伺いしてまいります。

また、もうお1人のお子様については、市内の私立幼稚園に在園しており、幼稚園からの連絡によると、園を利用されたのは4月3日のみであり、その後の登園はないとのことです。発熱したのが14日であることから、濃厚接触者に該当する園児等はいないと考えられます。また、県保健所から、「4月4日以降の利用がないことから、他園児等への感染の可能性は極めて低いとの確認」を得ている旨、この幼稚園から聞き及んでいます。

さて、津市においても新型コロナウイルスの感染が拡がりつつある状況の中、4月16日、国において、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言の対象が全都道府県に拡大されました。

これにより、三重県知事が特別措置法に基づく外出自粛要請や施設の使用停止を要請・指示できるようになります。三重県においては、どのような措置を講じるのか、20日にも取りまとめる予定とお聞きしておりますが、津市におきましても、知事からの要請があり次第、施設の使用停止等について対応するとともに、県民への呼びかけについても、市民への周知という形で最大限協力してまいります。

なお、津市の施設につきましては、既に、感染拡大防止のため、利用停止や利用の自粛要請などの措置を講じている施設があります。

スポーツ施設では、4月15日から津市産業・スポーツセンター(サオリーナ、三重武道館、メッセウイング・みえ)、17日から総合支所管内の運動施設内トレーニングルーム・卓球室、集会施設では、17日から津市市民活動センターの会議室や市民オープンステージ、会館や市民センターのカラオケや卓球のご利用、子育て関連施設では、5日からげいのうわんぱーく交流プラザ、15日から児童館、市外からのお客様が多い観光施設では、18日から各キャンプ場や錫杖湖水荘の利用を休止しました。

さらに、温浴施設である橿原自然の森温泉保養館「湯の瀬」、安濃交流会館「あのみ温泉」、とことめの里一志、下之川住民交流センターについて、4月21日から利用の休止を決定いたしました。

今後は、特別措置法に基づき知事が多数の方が利用する施設の使用停止や指示を行う場合には、津市の施設の一時利用制限などについて早急に決定してまいります。

国の緊急事態宣言を受けて、新型コロナウイルス感染症の全国的かつ急速なまん延を阻止しなければならない状況です。市民生活を支える施設は引き続き運営してまいります。感染拡大に繋がる人の動きを抑制するため、施設の一時的な利用停止などについて、市民の皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

津市長 前菜 泰幸

関連ページ

[4月16日発表 新型コロナウイルス感染症に関する市長メッセージ\(3\)](#)[4月13日発表 新型コロナウイルス感染症拡大防止のための臨時休業について 教育長メッセージ・市長メッセージ\(2\)](#)[4月10日発表 新型コロナウイルス感染症に関する市長メッセージ\(1\)](#)

津市新型コロナウイルス感染症対策本部会議 資料

■津市新型コロナウイルス感染症にかかる市相談窓口対応件数 (令和2年4月17日 17:15)

① 市民生活相談案内窓口 (危機管理課)

月 日	1F窓口	8F窓口	電話	メール	小計
4月 9日 (木)	16	2	16	0	34
4月10日 (金)	25	2	39	0	66
4月13日 (月)	26	0	48	1	75
4月14日 (火)	25	1	30	0	56
4月15日 (水)	21	2	23	2	48
4月16日 (木)	17	1	20	0	38
4月17日 (金)	12	0	23	0	35
合 計	142	8	199	3	352

② 事業所向け相談窓口 (商業振興労政課)

月 日	窓口	電話	小計
4月 8日まで	173	15	188
4月 9日 (木)	16	2	18
4月10日 (金)	14	6	20
4月13日 (月)	16	4	20
4月14日 (火)	14	5	19
4月15日 (水)	21	4	25
4月16日 (木)	19	19	38
4月17日 (金)	11	18	29
合 計	284	73	357

新型コロナウイルス感染症拡大阻止に向けた「三重県緊急事態措置」概要

概要

1. 措置を実施する期間

令和2年4月20日（月）から5月6日（水）まで 三重県全域

2. 措置の対象とする区域



資料1

広げない

持ち込まない

「三密」しない

3. 実施する措置の内容

(1) 感染防止対策徹底のお願い

- ① 外出自粛の徹底
 - ・生活の維持に必要な場合を除く移動（県境を越える移動、県内における移動）の自粛
 - ・特に、大型連休期間中における移動の自粛
 - ・接待を伴う飲食店や遊興施設等への外出自粛
 - ・海外への渡航の自粛
- ② 県外の方へのお願い
 - ・県外から三重県への移動自粛の呼びかけ
- ③ 衛生管理と体調管理の徹底
 - ・咳エチケットや石けんによる手洗いなど基本的な感染予防の徹底
 - ・十分な睡眠など体調の管理
- ④ 3つの『密』の回避、人との距離の確保
 - ・3つの『密』（密閉空間・密集場所・密接場面）の回避
 - ・人と人との一定の距離（2メートル程度）の確保
 - ・飲食店等における上記の対応について配慮を依頼

(3) イベント開催自粛のお願い

- ・クラスター発生の恐れがあるイベント、3つの『密』の発生が考えられる集まりの原則、中止・延期
- ・上記以外でも、一定規模の人数が集まる、県外からの参加者が見込まれる等のイベントの原則、中止・延期
- ・やむを得ずイベントを開催する場合は、感染防止対策を徹底

(4) 事実に基づく冷静な対応のお願い

- ① 人権への配慮等
 - ・個人への偏見や差別につながる行為、人権侵害、誹謗中傷等を絶対に行わないこと
- ② 根拠が不明な情報に基づく行動の自粛
 - ・SNS等による事実ではない誤った情報によらない冷静な行動

(5) 休業要請等への協力をお願いします

- 特措法第24条第9項に基づき、施設管理者もしくはイベント主催者に対し、施設の使用停止もしくは催物の開催の停止を要請。また、これに当てはまらない施設についても、施設の使用停止の協力を依頼
- 「(3) イベント開催自粛のお願い」と同様、イベント・パーティ等の開催自粛を要請

(2) 企業等へのお願い

- ① 感染防止対策の徹底
- ② 在宅勤務等の積極的な活用
 - ・在宅勤務（テレワーク）の積極的な導入
 - ・時差出勤、自動車（自転車）通勤への配慮
 - ・学校における接触機会の低減と学習機会の確保の両立に向け、オンライン学習など自宅学習が可能な環境の整備
- ③ 休暇等への配慮
 - ・従業員の発熱時等の出勤自粛
 - ・保護者である従業員が安心して子育てできるよう、休暇の取得や就業時間の短縮等への配慮

① 基本的に休止を要請する施設

- 遊興施設等、運動・遊技施設、劇場等、集会・展示施設、文教施設、大学・学習塾等、博物館等、ホテル又は旅館（集会の用に供する部分）、商業施設（生活必需品の小売関係や生活必需品サービス業は除く）
- ※ 下線部分は床面積の合計が1,000㎡を超える施設が対象

② 基本的に休止を要請しない施設

- 適切な感染防止対策、営業時間の短縮、宿泊延期依頼対応等の協力を要請
- 1. 社会福祉施設等
- 2. 社会生活を維持する上で必要な施設

資料

今こそ「オール三重」で一致団結して、新型コロナウイルス感染症対策に取り組みでいきましょう！

新型コロナウイルス感染症
拡大阻止に向けた
「三重県緊急事態措置」
～5つのお願い～

令和2年4月20日

三重県

はじめに

新型コロナウイルス感染症の急速な拡大をふまえ、4月16日に政府から全国に「緊急事態宣言」が発出されました。「緊急事態宣言」については、4月7日に政府から7都府県（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、大阪府、兵庫県、福岡県）が発出された後、他の都道府県において独自に宣言が発出されています。

本県においても、感染の継続や今まで発生していなかった地域へ拡大していることもふまえ、4月10日に“三重県新型コロナウイルス「感染拡大阻止緊急宣言」”を宣言し、県民の皆様に移動自粛等についてお願いをさせていただいてきたところです。

4月16日に政府から全国に「緊急事態宣言」が発出されたことや県内でも新型コロナウイルスの感染が急速に拡大していることをふまえ、県民の皆様の“命と健康”を最優先に考え、今後取り組むべき対策である、

“新型コロナウイルス感染症拡大阻止に向けた 「三重県緊急事態措置」” ~5つのお願い~

措置実施期間：令和2年4月20日（月）～同年5月6日（水）

対象区域：三重県全域

を取りまとめました。

県民の皆様におかれましては、ご自身や大切な家族、友人の“命と健康”を守るため、新型コロナウイルス感染症を他人事ではなく、我が事としてご認識いただき、ご協力をお願いいたします。

令和2年4月20日
三重県知事 鈴木 英敬

目 次

1	感染防止対策徹底のお願い	1
	(1) 外出自粛の徹底	1
	(2) 県外の方へのお願い	2
	(3) 衛生管理と体調管理の徹底	2
	(4) 3つの『密』の回避、人との距離の確保	2
2	企業等へのお願い	3
	(1) 感染防止対策の徹底	3
	(2) 在宅勤務等の積極的な活用	3
	(3) 休暇等への配慮	3
3	イベント開催自粛のお願い	4
4	事実に基づく冷静な対応のお願い	5
	(1) 人権への配慮等	5
	(2) 根拠が不明な情報に基づく行動の自粛	5
5	休業要請等へのご協力のお願い	6

1 感染防止対策徹底のお願い

皆様ご自身、そして大切な家族や友人の“命と健康”を守るためには、まずは、感染予防を行ったうえで、“持ち込まないこと”、“広げないこと”が大切です。

新型コロナウイルスは、誰もが、いつ、どこで感染するかわからないことから、

- (1) 外出自粛の徹底
- (2) 県外の方へのお願い
- (3) 衛生管理と体調管理の徹底
- (4) 3つの『密』の回避、人との距離の確保

にご理解・ご協力をお願いします。

(1) 外出自粛の徹底

- ① 「緊急事態宣言」が発出されたことをふまえ、生活の維持に必要な場合¹を除く移動の自粛をお願いします。

今回、全国に「緊急事態宣言」が出された趣旨に鑑み、

- i) 県境を越える移動の自粛
- ii) 県内における移動の自粛
- iii) 特に大型連休期間中における移動の自粛

について、強くお願いします。

あわせて、「3つの『密』」が濃厚な形で重なる場所であり、クラスター²が発生しやすいことから、バーやナイトクラブなど、夜間から早朝にかけて営業している接待を伴う飲食店や、カラオケ、ライブハウスなどの遊興施設等への外出を控えていただくことについても、改めて県民の皆様に、強くお願いします。

- ② 海外への渡航はお控えいただくとともに、海外からの帰国時には、自主的に率先して空港検疫所の健康相談室にご相談いただきますようお願いいたします。

¹ 生活の維持に必要な場合：医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩等をさします。

² クラスター：患者間の関連が認められた集団をさします。

(2) 県外の方へのお願い

県外の皆様におかれましても、緊急事態措置の実施による外出自粛の徹底の趣旨をふまえ、三重県への移動の自粛をお願いするとともに、県外に家族や友人がみえる県民の皆様におかれましては、三重県への帰省や訪問を控えるよう呼びかけをお願いします。

(3) 衛生管理と体調管理の徹底

コロナウイルスの一般的な感染経路の中心は、飛沫感染と接触感染であり、新型コロナウイルスについても同様であると考えられています。このため、咳エチケットや石けんによる手洗い、手指消毒用アルコールによる消毒などの基本的な感染予防を徹底していただくとともに、十分な睡眠など体調管理を行ってください。

(4) 3つの『密』の回避、人との距離の確保

一人の方から多くの人に感染を拡大させるおそれがあることから、換気が悪く、人が密に集まって過ごすような空間である、「3つの『密』」(密閉空間・密集場所・密接場面)を避けていただくとともに、人と人との一定の距離(2メートル程度)を保つよう努めてください。

なお、飲食店等については、社会生活を維持する上で必要な施設となりますが、感染が多数確認されている地域等において、クラスターが発生していることなどをふまえ、「3つの『密』」の回避、人との距離の確保などについて、特にご配慮をお願いします。

2 企業等へのお願い

皆様の大切な仲間の“命と健康”を守るため、

- (1) 感染防止対策の徹底
- (2) 在宅勤務等の積極的な活用
- (3) 休暇等への配慮

に、ご理解・ご協力をお願いします。

(1) 感染防止対策の徹底

企業等において、咳エチケットや手洗いなどの徹底、「3つの『密』」の回避、人と人との距離の確保など、感染防止対策の徹底をお願いします。

(2) 在宅勤務等の積極的な活用

職場への出勤は、生活の維持に必要な移動ではあるものの、通勤時や職場において感染のおそれがあることから、企業の皆様におかれましては、在宅勤務（テレワーク）を積極的に導入いただきますよう強くお願いします。

職場に出勤が必要な場合であっても、時差出勤や自動車（自転車）通勤にご配慮いただき、極力、人との接触機会の低減が図られるよう、ご協力をお願いします。

また、学校関係の皆様におかれましては、人との接触機会の一層の低減と学習機会の確保の両立に向け、オンライン学習など自宅で学ぶことができる環境の整備に取り組んでいただきますようご協力をお願いします。

(3) 休暇等への配慮

従業員の方の発熱時等の出勤自粛や、学校等の休業が延長されることにより保護者である従業員の皆さんが安心して子どもを育てることができるよう、休暇の取得や就業時間の短縮等についてご配慮をお願いします。

3 イベント開催自粛のお願い

感染拡大を阻止するため、クラスター発生の恐れがある催物（イベント）や、「3つの『密』」の発生が考えられる集まりについては、原則、中止または延期していただくよう強くお願いします。

なお、そのイベント自体は「3つの『密』」等に該当しないものであったとしても、一定規模の人数が集まる、県外からの参加者が見込まれるなどの場合には、原則、中止または延期していただくようお願いします。

また、やむを得ずイベントを開催する場合には、事前に参加者を把握する、当日の体調によって参加を見送るよう促すなどの対策を講じたうえで、開催時には咳エチケットや消毒等、感染防止対策の徹底に努めるよう、ご理解・ご協力をお願いします。

4 事実に基づく冷静な対応のお願い

(1) 人権への配慮等

インターネット上の掲示板やSNS等において、個人や企業に対する事実でない情報の流布が散見され、中には個人の特定、人権侵害、誹謗中傷、患者の勤務先や行動先への風評被害が懸念されるような情報も見受けられます。

県では、県民の皆様にとって重要な「リスク情報」等について、県民の皆様には新型コロナウイルス感染症を我が事として認識いただき、感染防止対策を徹底いただくために、感染が確認された方の情報をご本人や会社等の関係者の皆様ともご相談させていただきながら、可能な限り公表しています。

また、感染された患者様や、患者様が所属される企業・団体において、感染拡大の防止や、県民の皆様への正しい情報提供の重要性に鑑み、ご自身や企業側から事実を公開される事例も多くあります。

公益のために必要な情報を、勇気をもって公開された方に対し、さらに個人的な情報までを特定しようとする事、公開した個人や企業を責めることは、絶対に許される行為ではありません。感染拡大を防止する観点からも、今後新たに感染が確認された場合に情報を提供・公開いただくことが難しくなります。

県民の皆様におかれましては、公表の趣旨をご理解いただき、また、感染は他人事ではなく、今日にも自身や大切な家族にも起こりうる事態であるということをご認識いただき、個人への偏見や差別につながる行為、人権侵害、誹謗中傷等は絶対に行わないでください。

(2) 根拠が不明な情報に基づく行動の自粛

新型コロナウイルスとの戦いが長く続く中、SNS等による事実ではない誤った情報が拡散されることにより、トイレットペーパー等、本来十分に供給が賄えている物資の買占めが発生するなど、不安が不安を呼び、県民の皆様の生活に影響を及ぼす事態も発生しています。

県としましても、引き続き、必要な物資の確保や県民の皆様へ迅速かつ正確な情報発信を行うために最大限努力してまいります。県民の皆様におかれましては、過剰な買占めを控えるなど冷静に行動していただくとともに、根拠が不明な情報の拡散や根拠が不明な情報に基づく行動はなされないようにご協力ください。

5 休業要請等へのご協力のお願い

事業者等の皆様におかれましては、日頃から県内の社会・経済活動や県民生活を支えていただいていることに、心より感謝申し上げます。

新型コロナウイルス感染症が拡大している現状や本県の地域性に鑑み、感染予防の効果が最大限発揮されるよう、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく休業要請や、法に基づかないものの休業の必要性が認められる施設等への休業等の協力依頼、休業を要請しない施設への適切な感染防止対策の徹底への協力依頼など、さまざまな対策を組み合わせて実施します。

この全国的な危機を克服するためには、事業者等の皆様のご協力が必要不可欠となりますので、大変心苦しくはありますが、ご理解とご協力を切にお願いします。

休業要請等の内容については、別冊「休業協力要請について」をご参照ください。

新型コロナウイルス感染症

拡大阻止に向けた

「三重県緊急事態措置」

休業協力要請について

令和2年4月20日

三 重 県

休業要請の内容

●要請期間

令和2年4月20日(月)～同年5月6日(水)

●対象区域

三重県全域

●実施内容

- ・新型インフルエンザ等対策特別措置法(以下「特措法」という。)第24条第9項に基づき、施設管理者もしくはイベント主催者に対し、施設の使用停止もしくは催物の開催の停止を要請する。また、これに当てはまらない施設についても、特措法によらない施設の使用停止の協力を依頼する。
- ・イベント・パーティ等の開催は、クラスター発生の恐れや「3つの『密』」の発生が考えられる集まりについては、原則、中止または延期を強く要請する。
なお、当該イベント自体は「3つの『密』」等に該当しないものであったとしても、一定規模の人数が集まる、県外から参加者が見込まれるなどの場合には、原則、中止または延期を要請する。
また、やむを得ずイベントを開催する場合には、適切な感染防止対策の徹底について協力を要請する。

1. 基本的に休止を要請する施設(特措法第24条第9項)

(1) 床面積の合計によらない下記の施設

遊興施設等、文教施設、運動・遊技施設、劇場等、集会・展示施設

(2) 床面積の合計が1,000㎡を超える下記の施設

大学・学習塾等、博物館等、ホテル又は旅館(集会の用に供する部分に限る)、商業施設(生活必需物資の小売関係等以外の店舗、生活必需サービス以外のサービス業を営む店舗)

2. 特措法によらない協力依頼を行う施設

(1) 床面積の合計が1,000㎡以下の下記の施設

大学・学習塾等、博物館等、ホテル又は旅館(集会の用に供する部分に限る)、商業施設(生活必需物資の小売関係等以外の店舗、生活必需サービス以外のサービス業を営む店舗)

3. 基本的に休止を要請しない施設

※別表の「適切な感染防止対策」の協力を要請

(1) 社会福祉施設等

(2) 社会生活を維持する上で必要な施設

対象となる施設

1. 基本的に休止を要請する施設（特措法施行令第11条に該当するもの）

下記の施設を管理する事業者又は当該施設を使用するイベント主催者に対し、施設の使用停止もしくはイベント開催停止を要請する。

施設の種類	要請内容	内訳
遊興施設等	施設の使用停止及び催物の開催の停止要請 (=休業要請)	キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、バー、個室付浴場業に係る公衆浴場、ヌードスタジオ、のぞき劇場、ストリップ劇場、個室ビデオ店、ネットカフェ、漫画喫茶、カラオケボックス、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場、競艇場外発売場、ライブハウス等
文教施設		学校（大学等を除く。）
大学、学習塾等		大学、専修学校、各種学校などの教育施設、自動車教習所、学習塾等 ※床面積の合計が1,000㎡を超えるものに限る。
運動・遊技施設		体育館、水泳場、ボーリング場、スポーツクラブなどの運動施設、又はマーチャン店、パチンコ店、ゲームセンターなどの遊技場等
劇場等		劇場、観覧場、映画館、演芸場
集会・展示施設		集会場、公会堂、展示場
博物館等		博物館、美術館、図書館 ※床面積の合計が1,000㎡を超えるものに限る。
ホテル又は旅館		ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る。） ※床面積の合計が1,000㎡を超えるものに限る。
商業施設		生活必需物資の小売関係等以外の店舗、生活必需サービス以外のサービス業を営む店舗 ※床面積の合計が1,000㎡を超えるものに限る。

2. 特措法によらない協力依頼を行う施設

床面積の合計が1,000㎡以下の下記の施設については、同1,000㎡超の施設に対する施設の使用停止及び催物の開催の停止要請（＝休業要請）の趣旨に基づき、適切な対応について協力を依頼する。

施設の種類	内訳
大学、学習塾等	大学、専修学校、各種学校などの教育施設、自動車教習所、学習塾等 ※但し、床面積の合計が100㎡以下においては、適切な感染防止対策を施した上での営業
博物館等	博物館、美術館、図書館
ホテル又は旅館	ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る。）
商業施設	生活必需物資の小売関係等以外の店舗、生活必需サービス以外のサービス業を営む店舗 ※但し、床面積の合計が100㎡以下においては、適切な感染防止対策を施した上での営業

3. 基本的に休止を要請しない施設

下記の施設を管理する事業者に対し、別表「適切な感染防止対策」の協力を要請する。

(1) 社会福祉施設等

施設の種類	区分	要請内容	内訳
社会福祉施設等	社会の安定の維持	必要な保育等を確保した上で、適切な感染防止対策の協力要請、家族での対応が可能な家庭については利用の自粛を要請	保育所、学童クラブ等
	支援が必要な方々の保護の継続	適切な感染防止対策の協力要請、家族での対応が可能な限り、利用の自粛を要請	通所介護その他これらに類する通所又は短期間の入所により利用される福祉サービス又は保健医療サービスを提供する施設（通所又は短期間の入所の用に供する部分に限る。）

(2) 社会生活を維持する上で必要な施設

施設の種類	区分	要請内容	内訳
医療施設	医療体制の維持		病院、診療所、薬局 等
生活必需物資 販売施設	安定的な生活の 確保	適切な感染防止対 策の協力要請	卸売市場、食料品売場、百貨 店・ホームセンター・スーパー マーケット等における生活必 需物資売場、コンビニエンス ストア 等
食事提供施設	安定的な生活の 確保	適切な感染防止対 策の協力要請、営業 時間短縮の協力要 請	飲食店（居酒屋を含む。）、料 理店、喫茶店 等（宅配・テイ クアウトサービスを含む。） ※ 営業時間短縮の協力要請 朝 5 時から夜 8 時までの間 の営業を要請し、酒類の提供 は夜 7 時までとすることを 要請（宅配・テイクアウトサー ビスは除く。）
住宅、宿泊施設	安定的な生活の 確保	適切な感染防止対 策の協力要請、宿泊 予約の延期依頼に ついて協力を要請	ホテル又は旅館 等 ※ 宿泊予約の延期依頼につい て協力を要請 緊急事態措置の要請期間にお ける客数を減らすことで感染 拡大を防止するため、県外か らの予約の延期を依頼する対 応について協力を要請
		適切な感染防止対 策の協力要請	共同住宅、寄宿舍、下宿 等
交通機関等	社会の安定の維 持	適切な感染防止対 策の協力要請	バス、タクシー、レンタカー、 鉄道、船舶、航空機、物流サー ビス（宅配等） 等
工場等	安定的な生活の 確保		工場、作業場 等
金融機関・官公 署等	社会の安定の維 持	テレワークの一層 の推進要請、適切な 感染防止対策の協 力要請	銀行、証券会社、保険代理店、 官公署、事務所 等
その他	安定的な生活の 確保及び社会の 安定の維持	適切な感染防止対 策の協力要請	メディア、葬儀場、銭湯、質屋、 獣医、理美容、ランドリー、ご み処理関係 等

【別表】適切な感染防止対策

目的	具体的な取組例
発熱者等の施設への入場防止	<ul style="list-style-type: none"> ・従業員の検温・体調確認を行い、37.5 度以上や体調不良の従業員の出勤を停止 ・来訪者の検温・体調確認を行い、37.5 度以上や体調不良の来訪者の入場を制限
3 つの『密』 (密閉・密集・密接) の防止	<ul style="list-style-type: none"> ・換気を行う（可能であれば、2 つの方向の窓を同時に開ける） ・密集する会議の中止（対面による会議を避け、電話会議やビデオ会議を利用） ・店舗利用者への入場制限、行列を作らないための工夫や列間隔の確保（約 2m 間隔の確保）
飛沫感染、接触感染の防止	<ul style="list-style-type: none"> ・従業員のマスク着用、手指の消毒、咳エチケット、手洗いの励行 ・来訪者の入店時における手指の消毒、咳エチケット、手洗いの励行 ・店舗、事務所内の定期的な消毒
移動時における感染の防止	<ul style="list-style-type: none"> ・ラッシュ対策（時差出勤、自家用車・自転車・徒歩等による出勤の推進） ・従業員の出勤数の制限（テレワーク等による在宅勤務の実施等） ・出張の中止（電話会議やビデオ会議などを活用）、来訪者数の制限

施設一覧

種類	施設	1,000m超	100m超～1,000m以下	100m以下
遊興施設等	キャバレー	施設の使用停止及び催物の開催の停止要請 (=休業要請)	施設の使用停止及び催物の開催の停止要請 (=休業要請)	施設の使用停止及び催物の開催の停止要請 (=休業要請)
	ナイトクラブ			
	ダンスホール			
	バー			
	個室付浴場業に係る公衆浴場			
	ヌードスタジオ			
	のぞき劇場			
	ストリップ劇場			
	個室ビデオ店			
	ネットカフェ			
	漫画喫茶			
	カラオケボックス			
	射的場			
	勝馬投票券発売所			
場外車券売場				
競艇場外発売場				
ライブハウス				
文教施設	学校(大学等を除く)	原則として施設の使用停止及び催物の開催の停止を要請	原則として施設の使用停止及び催物の開催の停止を要請	原則として施設の使用停止及び催物の開催の停止を要請
大学、学習塾等	大学	施設の使用停止及び催物の開催の停止要請 (=休業要請)	施設の使用停止及び催物の開催の停止など適切な対応について協力を依頼	営業を自粛していただきたいが、様々な事情から営業を継続する場合には、適切な感染防止対策を求める
	専修学校			
	各種学校			
	自動車教習所			
	学習塾			
運動・遊技施設	体育館	施設の使用停止及び催物の開催の停止要請 (=休業要請)	施設の使用停止及び催物の開催の停止要請 (=休業要請)	施設の使用停止及び催物の開催の停止要請 (=休業要請)
	水泳場			
	ボウリング場			
	スポーツクラブなどの運動施設			
	マージャン店			
	パチンコ屋			
	ゲームセンターなどの遊技場			
劇場等	劇場	施設の使用停止及び催物の開催の停止要請 (=休業要請)	施設の使用停止及び催物の開催の停止要請 (=休業要請)	施設の使用停止及び催物の開催の停止要請 (=休業要請)
	観覧場			
	映画館			
	演芸場			
集会・展示施設	集会場	施設の使用停止及び催物の開催の停止要請 (=休業要請)	施設の使用停止及び催物の開催の停止要請 (=休業要請)	施設の使用停止及び催物の開催の停止要請 (=休業要請)
	公会堂			
	展示場			
博物館等	博物館	施設の使用停止及び催物の開催の停止要請 (=休業要請)	施設の使用停止及び催物の開催の停止など適切な対応について協力を依頼	施設の使用停止及び催物の開催の停止など適切な対応について協力を依頼
	美術館			
	図書館			

種類	施設	1,000m超	100m超～1,000m以下	100m以下
ホテル 又は旅館	ホテル又は旅館 (集会の用に供する部分に限る)	施設の使用停止及び催物の開催の停止要請 (=休業要請)	施設の使用停止及び催物の開催の停止など適切な対応について協力を依頼	施設の使用停止及び催物の開催の停止など適切な対応について協力を依頼
商業施設	生活必需物資の小売関係等以外の店舗	施設の使用停止及び催物の開催の停止要請 (=休業要請)	施設の使用停止及び催物の開催の停止など適切な対応について協力を依頼	営業を自粛していただきたいが、様々な事情から営業を継続する場合には、適切な感染防止対策を求める
	生活必需サービス以外のサービス業を営む店舗			
社会福祉施設等	保育所	必要な保育等を確保した上で、適切な感染防止対策の協力要請、家族での対応が可能な家庭については利用の自粛を要請	必要な保育等を確保した上で、適切な感染防止対策の協力要請、家族での対応が可能な家庭については利用の自粛を要請	必要な保育等を確保した上で、適切な感染防止対策の協力要請、家族での対応が可能な家庭については利用の自粛を要請
	学童クラブ			
	通所介護その他これらに類する通所又は短期間の入所により利用される福祉サービスを提供する施設(通所又は短期間の入所の用に供する部分に限る)	適切な感染防止対策の協力要請、家族での対応が可能な限り、利用の自粛を要請	適切な感染防止対策の協力要請、家族での対応が可能な限り、利用の自粛を要請	適切な感染防止対策の協力要請、家族での対応が可能な限り、利用の自粛を要請
	保健医療サービスを提供する施設(通所又は短期間の入所の用に供する部分に限る)			
医療施設	病院	適切な感染防止対策の協力要請	適切な感染防止対策の協力要請	適切な感染防止対策の協力要請
	診療所			
	薬局			
生活必需物資販売施設	卸売市場	適切な感染防止対策の協力要請	適切な感染防止対策の協力要請	適切な感染防止対策の協力要請
	食料品売場			
	百貨店における生活必需物資売場			
	ホームセンターにおける生活必需物資売場			
	スーパーマーケットにおける生活必需物資売場			
	コンビニエンスストア			
食事提供施設	飲食店(居酒屋含む)(宅配・テイクアウトサービス含む)	・適切な感染防止対策の協力要請 ・営業時間短縮の協力要請	・適切な感染防止対策の協力要請 ・営業時間短縮の協力要請	・適切な感染防止対策の協力要請 ・営業時間短縮の協力要請
	料理店(宅配・テイクアウトサービス含む)	(宅配・テイクアウトサービス除く) ※営業時間の短縮については、朝5時から夜8時までの間の営業を要請し、酒類の提供は夜7時までとすることを要請	(宅配・テイクアウトサービス除く) ※営業時間の短縮については、朝5時から夜8時までの間の営業を要請し、酒類の提供は夜7時までとすることを要請	(宅配・テイクアウトサービス除く) ※営業時間の短縮については、朝5時から夜8時までの間の営業を要請し、酒類の提供は夜7時までとすることを要請
	喫茶店(宅配・テイクアウトサービス含む)			
住宅、宿泊施設	ホテル	適切な感染防止対策の協力要請 ※緊急事態措置の要請期間における客数を減らすことで感染拡大を防止するため、県外からの予約の延期を依頼する対応について協力を要請	適切な感染防止対策の協力要請 ※緊急事態措置の要請期間における客数を減らすことで感染拡大を防止するため、県外からの予約の延期を依頼する対応について協力を要請	適切な感染防止対策の協力要請 ※緊急事態措置の要請期間における客数を減らすことで感染拡大を防止するため、県外からの予約の延期を依頼する対応について協力を要請
	旅館			
	共同住宅	適切な感染防止対策の協力要請	適切な感染防止対策の協力要請	適切な感染防止対策の協力要請
	寄宿舎			
	下宿			

種類	施設	1,000m超	100m超～1,000m以下	100m以下
交通機関等	バス	適切な感染防止対策の協力要請	適切な感染防止対策の協力要請	適切な感染防止対策の協力要請
	タクシー			
	レンタカー			
	鉄道			
	船舶			
	航空機			
	物流サービス(宅配等)			
工場等	工場	適切な感染防止対策の協力要請	適切な感染防止対策の協力要請	適切な感染防止対策の協力要請
	作業場			
金融機関・ 官公署等	銀行	・テレワークの一層の推進要請 ・適切な感染防止対策の協力要請	・テレワークの一層の推進要請 ・適切な感染防止対策の協力要請	・テレワークの一層の推進要請 ・適切な感染防止対策の協力要請
	証券会社			
	保険代理店			
	官公署			
	事務所			
その他	メディア	適切な感染防止対策の協力要請	適切な感染防止対策の協力要請	適切な感染防止対策の協力要請
	葬儀場			
	銭湯			
	質屋			
	獣医			
	理美容			
	ランドリー			
	ごみ処理関係			

休止要請対象の施設例

1 基本的に休止を要請する施設

種類	施設	休止要請	要請の内容
遊興施設等	キャバレー	対象	施設の使用停止及び催物の開催の停止を要請 (=休業要請)
	ナイトクラブ	対象	
	ダンスホール	対象	
	スナック	対象	
	バー	対象	
	ダーツバー	対象	
	パブ	対象	
	性風俗店	対象	
	デリバリーヘルス	対象	
	アダルトショップ	対象	
	個室ビデオ店	対象	
	ネットカフェ	対象	
	漫画喫茶	対象	
	カラオケボックス	対象	
	射的場	対象	
ライブハウス	対象		
場外馬(車・舟)券売場	対象		
文教施設	幼稚園	対象	原則として施設の使用停止及び催物開催停止を要請
	小学校	対象	
	中学校	対象	
	義務教育学校	対象	
	高等学校	対象	
	高等専門学校	対象	
	中等教育学校	対象	
	特別支援学校	対象	
大学・学習塾等(※)	大学	対象	【床面積の合計が1,000㎡超】 施設の使用停止及び催物の開催の停止を要請 (=休業要請) 【床面積の合計が1,000㎡以下】 施設の使用停止及び催物の開催の停止など適切な対応について協力を依頼 【床面積の合計が100㎡以下】 営業を自粛していただきたいが、様々な事情から営業を継続する場合には、適切な感染防止対策を求める ※オンライン授業は対象外 ※家庭教師は対象外
	専門学校	対象	
	高等専修学校	対象	
	専修学校・各種学校	対象	
	日本語学校・外国語学校	対象	
	インターナショナルスクール	対象	
	自動車教習所	対象	
	学習塾	対象	
	英会話教室	対象	
	音楽教室	対象	
	囲碁・将棋教室	対象	
	生け花・茶道・書道・絵画教室	対象	
	そろばん教室	対象	
	バレエ教室	対象	
体操教室	対象		
運動・遊技施設	体育館	対象	施設の使用停止及び催物の開催の停止を要請 (=休業要請) ※1 屋外施設は対象外とする ※2 観客席部分については、対象とする
	屋内・屋外水泳場	対象	
	ボウリング場	対象	
	スケート場	対象	
	スポーツクラブ	対象	
	ホットヨガ、ヨガスタジオ	対象	
	ゴルフ練習場 ※1	対象	
	バッティング練習場 ※1	対象	
	陸上競技場 ※1 ※2	対象	
	野球場 ※1 ※2	対象	
	テニス場 ※1 ※2	対象	
	柔剣道場	対象	
	弓道場 ※1	対象	
	マージャン店	対象	
	パチンコ店	対象	
	ゲームセンター	対象	
	テーマパーク	対象	
	遊園地	対象	

種類	施設	休止要請	要請の内容
劇場等	劇場	対象	施設の使用停止及び催物の開催の停止を要請 (=休業要請)
	観覧場	対象	
	プラネタリウム	対象	
	映画館	対象	
	演芸場	対象	
集会・展示施設	集会場	対象	施設の使用停止及び催物の開催の停止を要請 (=休業要請)
	公会堂	対象	
	展示場	対象	
	貸会議室	対象	
	文化会館	対象	
	多目的ホール	対象	
博物館等	博物館	対象	【床面積の合計が1,000㎡超】 施設の使用停止及び催物の開催の停止を要請 (=休業要請) 【床面積の合計が1,000㎡以下】 施設の使用停止及び催物の開催の停止など適切な対応について協力を依頼
	美術館	対象	
	図書館	対象	
	科学館	対象	
	記念館	対象	
	水族館	対象	
	動物園	対象	
植物園	対象		
ホテル又は旅館	ホテル(集会の用に供する部分に限る)	対象	【床面積の合計が1,000㎡超】 施設の使用停止及び催物の開催の停止を要請 (=休業要請) 【床面積の合計が1,000㎡以下】 施設の使用停止及び催物の開催の停止など適切な対応について協力を依頼
	旅館(集会の用に供する部分に限る)	対象	
商業施設 (生活必需物資の小売関係等以外の店舗、生活必需サービス以外のサービス業を営む店舗)	ペットショップ(ペットフード売場を除く)	対象	【床面積の合計が1,000㎡超】 施設の使用停止及び催物の開催の停止を要請 (=休業要請) 【床面積の合計が1,000㎡以下】 施設の使用停止及び催物の開催の停止など適切な対応について協力を依頼 【床面積の合計が100㎡以下】 営業を自粛していただきたいが、様々な事情から営業を継続する場合には、適切な感染防止対策を求める
	ペット美容室(トリミング)	対象	
	宝石類や金銀の販売店	対象	
	住宅展示場(戸建て、マンション)	対象	
	古物商(質屋を除く)	対象	
	金券ショップ	対象	
	古本屋	対象	
	おもちゃ屋、鉄道模型屋	対象	
	囲碁・将棋盤店	対象	
	DVD/ビデオショップ・レンタル	対象	
	アウトドア用品、スポーツグッズ店	対象	
	ゴルフショップ	対象	
	土産物店	対象	
	旅行代理店(店舗)	対象	
	アイドルグッズ専門店	対象	
	ネイルサロン	対象	
	まつ毛エクステンション	対象	
	スーパー銭湯	対象	
	岩盤浴	対象	
	サウナ	対象	
	エステサロン	対象	
	日焼けサロン	対象	
	脱毛サロン	対象	
	写真屋・フォトスタジオ	対象	
	美術品販売	対象	
	展望室	対象	

2 基本的に休止を要請しない施設

種類	施設	休止要請	要請の内容	
社会福祉施設等 ※通所又は短期間の入所の利用者については、家族での対応が可能な限り、利用の自粛を要請	保育所等(幼保連携型認定こども園を含む)	対象外	必要な保育等を確保した上で、適切な感染防止対策の協力を要請	
	放課後児童クラブ(学童保育)	対象外		
	障がい児通所支援事業所	対象外		
	上記以外の児童福祉法関係の施設	障害福祉サービス等事業	対象外	適切な感染防止対策の協力を要請
		老人福祉法・介護保険法関係の施設	対象外	
		婦人保護施設	対象外	
		その他の社会福祉施設	対象外	
医療施設 ※有資格者が治療を行うものに限る	病院	対象外	適切な感染防止対策の協力を要請	
	診療所	対象外		
	歯科	対象外		
	薬局	対象外		
	鍼灸・マッサージ	対象外		
	接骨院	対象外		
	整骨院	対象外		
生活必需物資販売施設	卸売市場	対象外	適切な感染防止対策の協力を要請	
	食料品売場(移動販売店舗を含む)	対象外		
	コンビニエンスストア	対象外		
	百貨店(生活必需品売場)	対象外		
	スーパーマーケット	対象外		
	ホームセンター(生活必需品売場)	対象外		
	ショッピングモール(生活必需品売場)	対象外		
	ガソリンスタンド	対象外		
	靴屋	対象外		
	衣料品店	対象外		
	雑貨屋	対象外		
	文房具屋	対象外		
	酒屋	対象外		
	本屋	対象外		
	自転車屋	対象外		
	家電販売店	対象外		
	園芸用品店	対象外		
	鍵屋	対象外		
	家具屋	対象外		
	自動車販売店	対象外		
カー用品店	対象外			
花屋	対象外			
食事提供施設	飲食店	対象外	<ul style="list-style-type: none"> 適切な感染防止対策の協力要請 営業時間の短縮を要請 (宅配・テイクアウトを除く) ※営業時間の短縮については、朝5時から夜8時までの営業を要請し、酒類の提供は夜7時までとすることを要請	
	料理店	対象外		
	喫茶店	対象外		
	和菓子・洋菓子店	対象外		
	タピオカ屋	対象外		
	居酒屋	対象外		
	屋形船	対象外		
住宅・宿泊施設	ホテル(集会の用に供する部分を除く)	対象外	<ul style="list-style-type: none"> 適切な感染防止対策の協力を要請 宿泊予約の延期依頼対応を要請 ※宿泊施設には、緊急事態措置の要請期間における客数を減らすことで感染拡大を防止するため、県外からの予約の延期を依頼する対応について協力を要請	
	カプセルホテル	対象外		
	旅館(集会の用に供する部分を除く)	対象外		
	民泊	対象外		
	共同住宅	対象外		
	寄宿舎	対象外		
	下宿	対象外		
	ラブホテル	対象外		
ウィークリーマンション	対象外			

種類	施設	休止要請	要請の内容
交通機関等	バス	対象外	適切な感染防止対策の協力を要請
	タクシー	対象外	
	レンタカー	対象外	
	鉄道	対象外	
	船舶	対象外	
	航空機	対象外	
工場等	物流サービス(宅配等含む)	対象外	適切な感染防止対策の協力を要請
	工場	対象外	
金融機関 官公署等	作業場	対象外	適切な感染防止対策の協力を要請
	銀行	対象外	
	消費者金融	対象外	
	ATM	対象外	
	証券会社	対象外	
	保険代理店	対象外	
その他	官公署	対象外	適切な感染防止対策の協力を要請 ※物価統制令の対象となるもの
	各種事務所	対象外	
	理髪店	対象外	
	美容院	対象外	
	銭湯(公衆浴場) ※	対象外	
	貸倉庫	対象外	
	郵便局	対象外	
	メディア	対象外	
	貸衣裳屋	対象外	
	不動産屋	対象外	
	結婚式場(貸衣装含む)	対象外	
	葬儀場・火葬場	対象外	
	質屋	対象外	
	獣医	対象外	
	ペットホテル	対象外	
	たばこ屋(たばこ専門店)	対象外	
	プライダルショップ	対象外	
	修理店(時計、靴、洋服等)	対象外	
	100円ショップ	対象外	
	販売店	対象外	
	ランドリー	対象外	
	クリーニング店	対象外	
	ごみ処理関係	対象外	
	神社	対象外	
寺院	対象外		
教会	対象外		

三重県新型コロナウイルス感染症拡大阻止協力金について

1 趣旨

新型コロナウイルス感染症の拡大を阻止するため、三重県が行う緊急事態措置による休業要請・依頼に応じて、措置期間中に全面協力いただける中小企業・小規模事業者（個人事業主も含む）に対して、県・市町が協調して協力金を交付します。

2 対象事業者

三重県による休業要請等の対象となる県内施設を運営する中小企業・小規模事業者（個人事業主も含む）のうち、県からの協力要請を受け、休業又は営業時間を短縮した事業者

※本社が三重県以外でも対象とします。

3 対象要件

- ・ 緊急事態措置期間中（令和2年4月20日から5月6日まで）に休業および夜間営業（20時から翌朝5時）の自粛の要請に全面的にご協力いただくこと
 - ・ 4月20日以前に開業しており、営業の実態がある事業者であること
- ※全面的な協力とは、緊急事態措置期間中の全期間、休業等を行っていただくことが基本となりますが、少なくとも4月22日から5月6日までの期間において休業等にご協力いただくことをいいます。

4 支給額

1事業者あたり50万円

5 休業要請相談窓口の開設

三重県雇用経済部内に設置

電話番号：059-224-●●●●

受付時間：9時から17時（土曜日、日曜日、祝日を含む毎日）

※4月20日（月）は11時から19時まで

※4月21日（火）および22日（水）は9時から19時まで

6 その他

- ・ 協力をいただいた事業者については、施設名（屋号）を三重県HPで掲載します。
- ・ この協力金は令和2年4月補正予算が県議会で可決された場合に実施します。
- ・ 申請手続き等詳細については令和2年4月27日を目途に公表します。

新型コロナウイルス感染症拡大防止にかかる宿泊予約延期協力金

1 趣旨

GW期間中の宿泊予約者に予約の延期を依頼するなど、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に協力いただく宿泊事業者に対して協力金を交付します。

2 対象事業者

4月25日(土)から5月6日(祝・水)までの間の宿泊予約者に対して施設の営業休止・営業規模の縮小などの理由で、宿泊予約の延期やキャンセルを行った旅館・ホテル等の宿泊事業者

3 対象要件

- ・ 4月25日(土)から5月6日(祝・水)中に宿泊される予定のお客様へ予約の先延ばしなど宿泊日変更の調整を行っていただくこと
(営業休止や営業規模の縮小などの理由でキャンセルを行った場合も含む)
- ・ 4月25日以前に開業しており、営業の実態がある事業者であること

4 支給額

GWからの予約の先延ばしまたはキャンセルした件数：1人泊あたり6千円
(1施設あたり12万円を上限とする)

5 協力金相談窓口の開設

三重県雇用経済部観光局内に設置

電話番号：(開設準備中)

受付時間：9時から17時(土曜日、日曜日、祝日を含む毎日。5/6以降は平日のみ)

開設期間：5月22日まで

6 その他

- ・ 協力をいただいた事業者については施設名(屋号)を三重県HPで掲載します。
- ・ この協力金は令和2年4月補正予算が県議会で可決された場合に実施します。
- ・ 申請手続き等詳細については、後日公表します。
- ・ 新型コロナウイルス感染症拡大防止のためのお願いであるため、各宿泊施設における旅館業法第5条の遵守を妨げるものではありません。

津市久居アルスプラザ

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から

6月6日のオープンを10月1日に延期

市民サービスコーナー開設



令和2年4月20日

現状を踏まえ決定した対応①

現状

- **新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言が全国に拡大されるなど、今後1～2カ月で感染症の拡大が終息することは見込めない**
- **昨年6月から施設の予約を開始し、ときの風ホールやギャラリー、アートスペースなどの**利用予約を既にいただいている****
- **舞台開きなどで発表いただく方々の**練習環境も確保し難しい状況****

対応

- ① **竣工式・内覧会は中止。グランドオープンは10月1日(木)とし 9月末にグランドオープニングセレモニーを開催(日程は調整でき次第公表)。グランドオープンの判断は1カ月前までに行い、オープンできないと判断した場合は、セレモニーも含めて**3カ月後に順次延期**。 ※グランドオープン延期予定日:令和3年1月4日(月)、次回延期予定日:令和3年4月1日(木)。セレモニーは前月末に開催**
- ② **オープニングシチズンデイのイベントは、来年6月の開催に向けて調整**
高嶋ちさ子氏のコンサートは、延期または中止

現状を踏まえ決定した対応②

対応

- ③ **6月6日(土)からグランドオープンの前日まではプレオープン期間**とします。既にこの期間に施設利用の予約をしていただいている場合は次のいずれかでの対応とさせていただきます。またプレオープン期間中の新規予約の受け付けは中止させていただきます。

6月6日～9月30日(グランドオープン前日)までの予約分

利用を中止

既に納めていただいている料金の全額を返金。

利用を延期

来年5月までの通常の振り替えに加え、来年6～9月の間への優先振り替えも可能
※来年6～9月の一般予約は、振り替え後の空き状況での受け付けとなります。

利用

参加人数の制限や「3つの密」を避けるなどの感染拡大防止策を実施する場合のみ可能
※なお、緊急事態宣言が発令されている場合など施設の貸し出し休止時はご利用いただけません。

現状を踏まえ決定した対応③

対応

④共用スペースは新型コロナウイルス感染症拡大防止策の下、ご利用いただき、**カフェについては、グランドオープンに合わせて開店。**

予定していたオープニングイベントの変更概要

事業	予定していた内容	変更後
セレモニーデー	竣工式、内覧会	いずれも中止
オープニング シチズンデー	(第1部)ピアノ開きコンサート&アルスプラ ザ祝祭合唱団の発表 (第2部)公募による市内文化芸術活動団体 の舞台公演 (第3部)地域アーティストによる演奏会	いずれも来年6月の 開催に向けて調整
オープニング アーティストデー	高嶋ちさ子氏のコンサート	延期または中止

令和2年6月8日(月)業務開始!!

久居アルスプラザ「市民サービスコーナー」開設 (久居総合支所 市民課所管)

業務時間

平日(月曜日～金曜日) 8時30分から17時15分まで

【土曜日・日曜日・祝日及び12月29日から1月3日の間を除く】

※ アルスプラザ休館日(火曜日)も業務を実施

市民サービスコーナーで実施する業務～具体的な業務内容～

① 証明書発行業務

【発行する証明書】 住民票、戸籍謄本、所得証明書、納税証明書など

(住基・戸籍端末で発行できる証明に限ります)

※住所変更や戸籍届出、印鑑登録、市税等の収納業務は取り扱いません。(総合支所を案内)

② 自治会に係る相談業務等

- ・自治会長、地域住民等の担当課への取り次ぎ (自治会による補助金申請など)
- ・自治会や地域団体による会議室利用申請の受付

令和2年4月9日開設

津市新型コロナウイルス感染症

市民生活相談案内窓口の相談状況



開所式



辞令交付

令和2年4月20日

津市新型コロナウイルス感染症市民生活相談案内窓口の設置

目的

窓口では、新型コロナウイルス感染症に関する不安や疑問、支援策などの相談を受け付け、より専門的な対応が必要となる場合は、適切に回答できるよう担当部局に責任を持って「つなぎ」ます。

職員体制

職員6名を配置(相談案内窓口5名及び相談案内係1名)

開設時間等

設置日時

令和2年4月9日(木) 8時30分

設置場所

津市本庁舎8階(相談案内窓口)及び同1階(相談案内係)

受付時間

平日 8時30分～17時15分

電話番号

059-229-3576

E-mail

229-3576@city.tsu.lg.jp



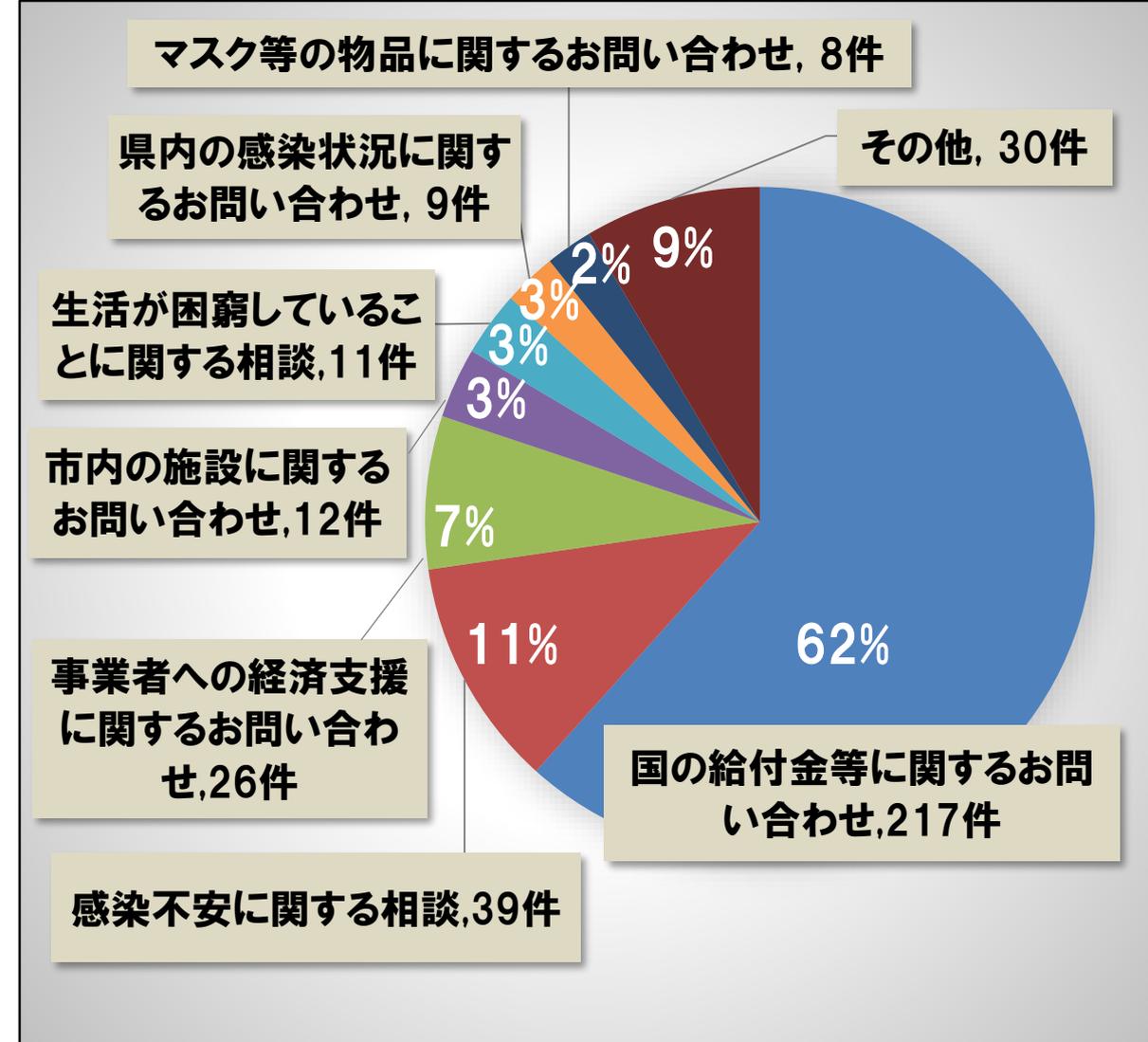
※窓口への来庁、電話での相談のほか、メールでの問い合わせにも対応しています。

相談件数及び内容（令和2年4月9日～同月17日まで）

相談件数

月 日	1階 窓口	8階 窓口	電話	メール	小 計
4月 9日(木)	16件	2件	16件	0件	34件
4月10日(金)	25件	2件	39件	0件	66件
4月13日(月)	26件	0件	48件	1件	75件
4月14日(火)	25件	1件	30件	0件	56件
4月15日(水)	21件	2件	23件	2件	48件
4月16日(木)	17件	1件	20件	0件	38件
4月17日(金)	12件	0件	23件	0件	35件
合 計	142件	8件	199件	3件	352件

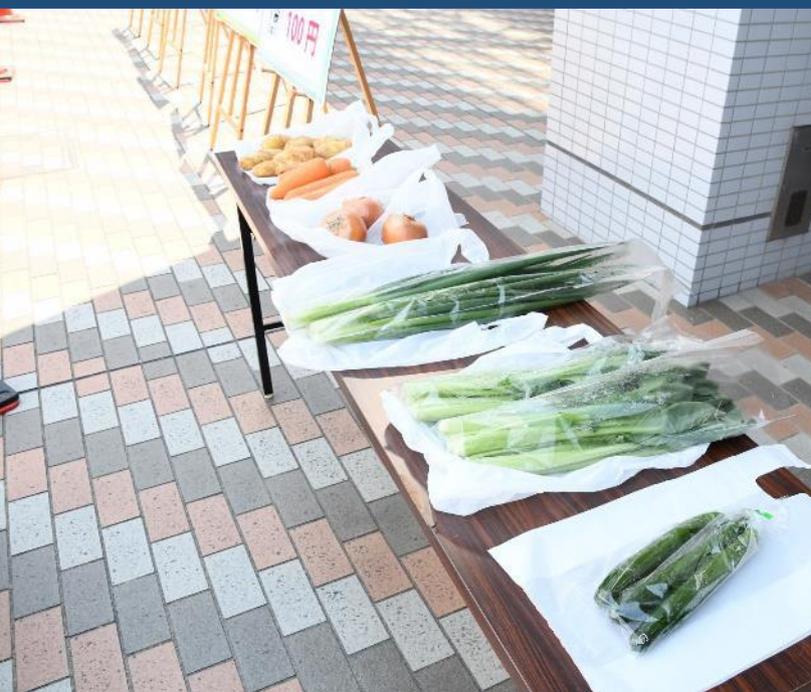
相談内容



新型コロナウイルス感染症に関する市民の皆様の不安解消に取り組めます。

学校の臨時休業に伴う給食中止による食材の対応

学校給食食材販売会を『道の駅津かわげ』で開催



令和2年4月20日

これまでの給食中止に伴う対応

令和2年4月15日(水)から同年5月6日(水)まで、津市立の小中学校及び義務教育学校並びに幼稚園を臨時休業することに伴い、給食の提供を中止

4月13日(月)

当該中止に伴い、給食に使用を予定していた食材は、発注を取り止め

一部の食材については、既に発注済みで納品が中止できないことが判明

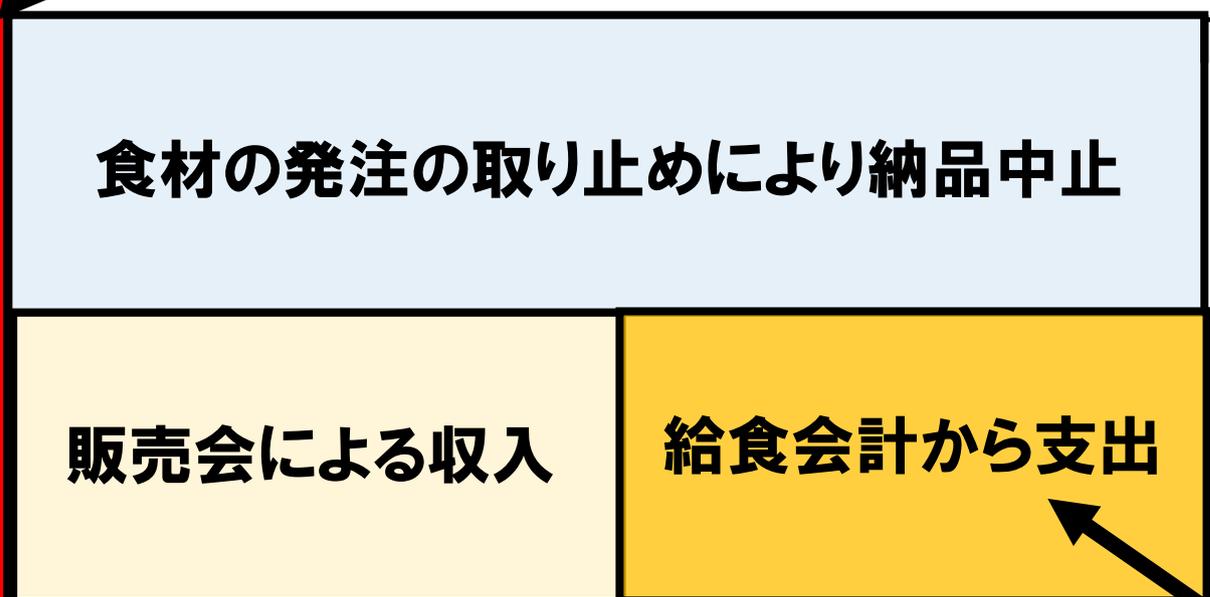
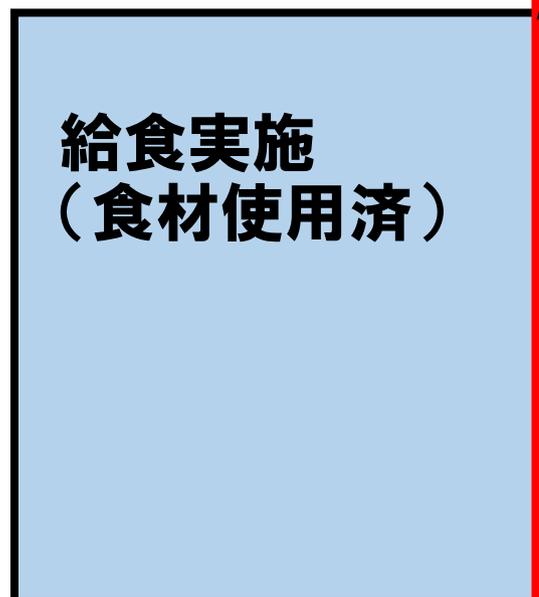
食品ロスを防ぐことを目的として、これらの食材を市民の皆様にご購入価格の半額程度で販売することを決定

今回の給食費の仕組み

4/8 小学校給食開始
4/9 幼稚園給食開始
4/10 中学校給食開始

4/15 提供中止

4/30



食材費は
支出不要

食材の中止が
できない食材
費を支出

給食費から
食材費を支出

再開後の給食費に充当

昨年度の全国一斉臨時休業の際と同様(学校臨時休業対策費補助金国3/4)の支援策の実施を期待

4月15日の販売会開催の状況（会場：津市モーターボート競走場）



当日は新型コロナウイルス感染症対策として「3つの密（密閉・密集・密接）」を避け、安心してご購入いただけるよう、ソーシャルディスタンスを保持していただき、順番に販売を実施しました。

販売開始前には100名ほど並んでいただきましたが、開始後数十分後であれば、並ばずに購入していただきました。

ねぎ、きゅうりについては、販売数が少なかったため、それぞれ開始20分、1時間で売り切れました。

今後の学校給食食材販売会について

4月16日(木)、三重県に緊急事態宣言が発令

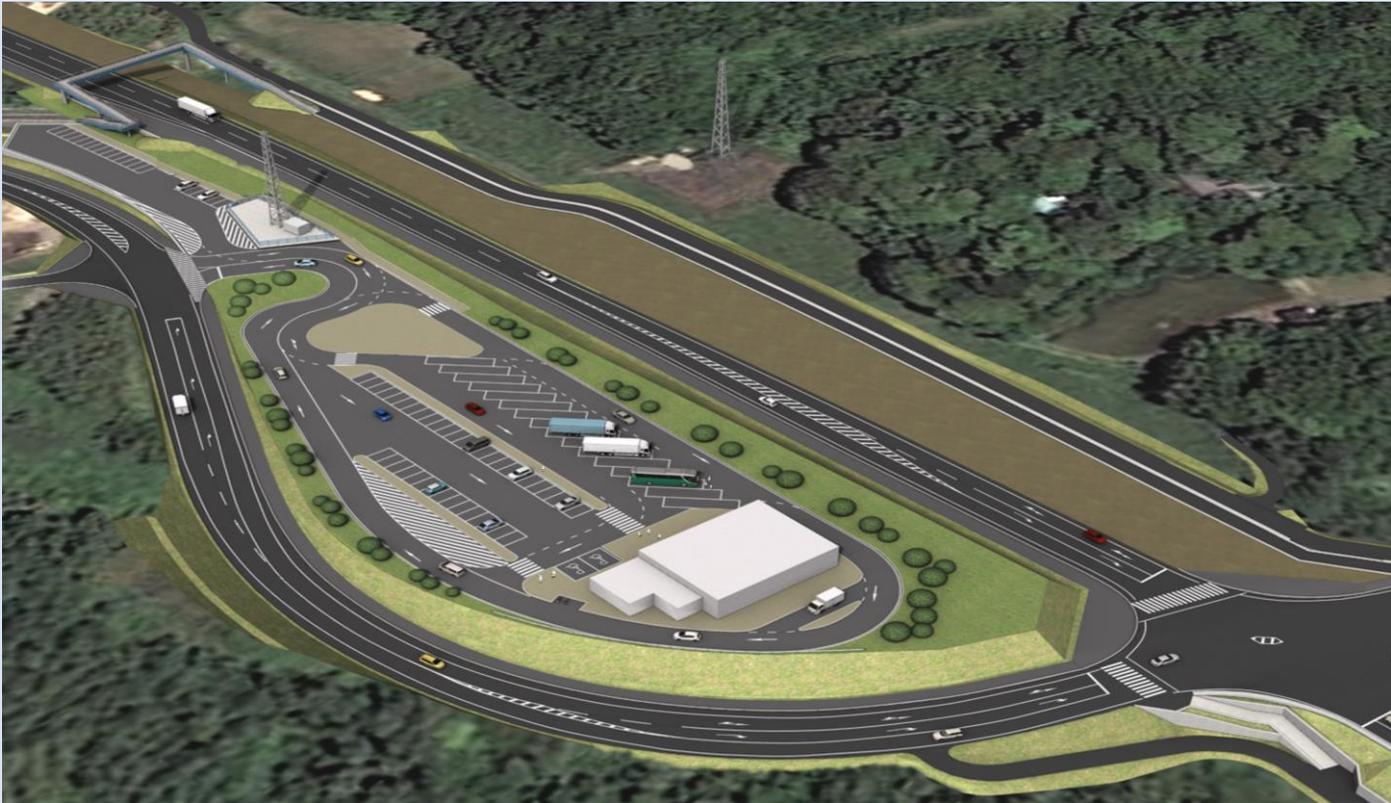
津市におけるイベント開催基準の見直し

4月22日、24日の学校給食食材販売会開催について再検討

再検討の結果、津市モーターボート競走場での
4月22日(水)、24日(金)の販売会開催は中止

販売会の趣旨は食品ロスを防ぐことを目的としており、日常生活で使用する食材の販売であることから、このたび、『道の駅津かわげ』にご協力をお願いしたところ、全面的なご協力をいただけることにより、4月22日及び24日に、同所で販売していただけることになりました。

『道の駅津かわげ』での販売について

	内容
日時	令和2年4月22日(水)、24日(金) いずれも午前10時から午後6時まで (売り切れの場合は、その時点で終了)
場所	道の駅津かわげ(津市河芸町三行255番地4) 

『道の駅津かわげ』で販売する食材について

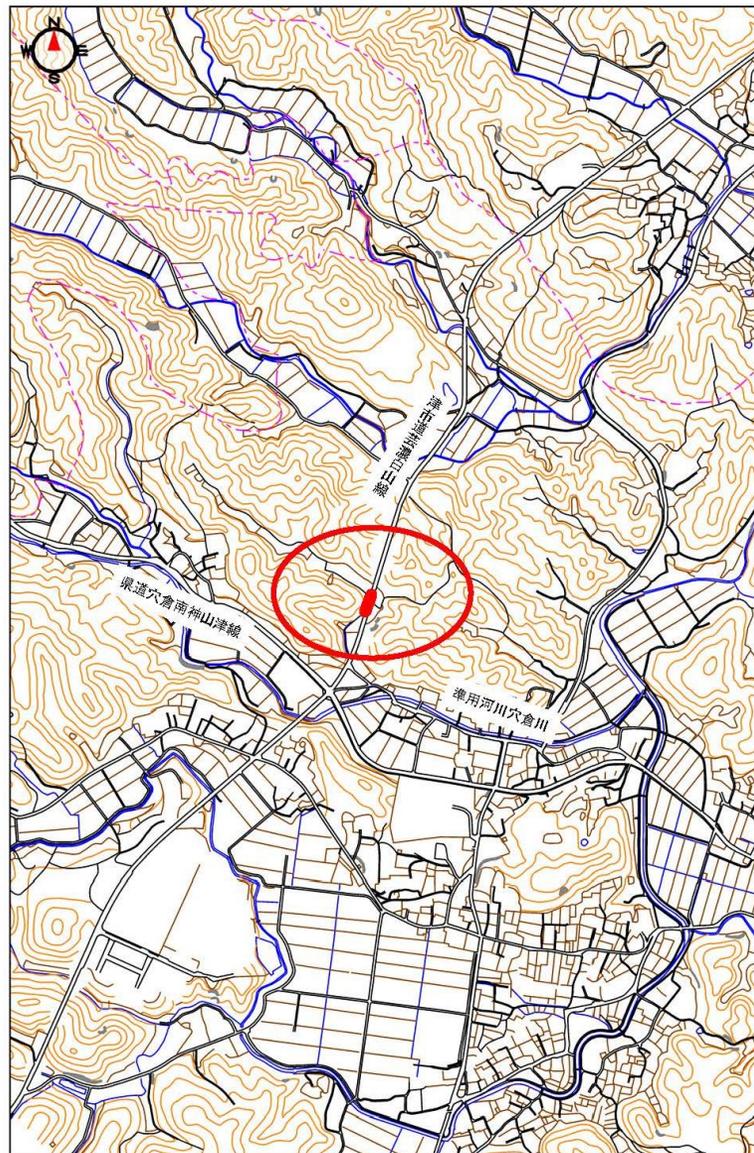
品 種		内 容			開催日	
					22日	24日
じゃがいも	鹿児島県産 (メイクイーン)	1袋	6個入り	200円	約140袋	約20袋
にんじん	徳島県産	1袋	4本入り	200円	約200袋	約200袋
玉ねぎ	北海道産	1袋	3個入り	100円	約420袋	約160袋
きゅうり	津市産・朝摘み	1袋	3本入り	100円	約100袋	約100袋
小松菜	津市産・朝摘み	1袋	2束入り	100円	約250袋	約250袋
ねぎ	津市産・朝摘み	1袋	2束入り	100円	約70袋	約70袋

市道白山芸濃線における土砂崩れ

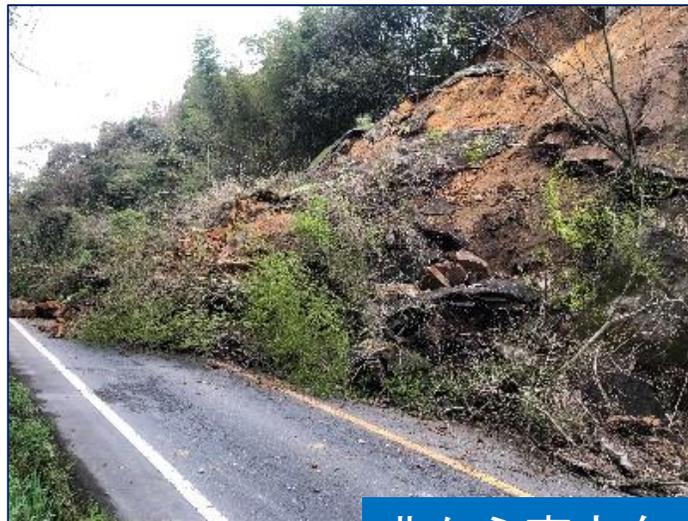
(令和2年4月19日発生)

令和2年4月20日

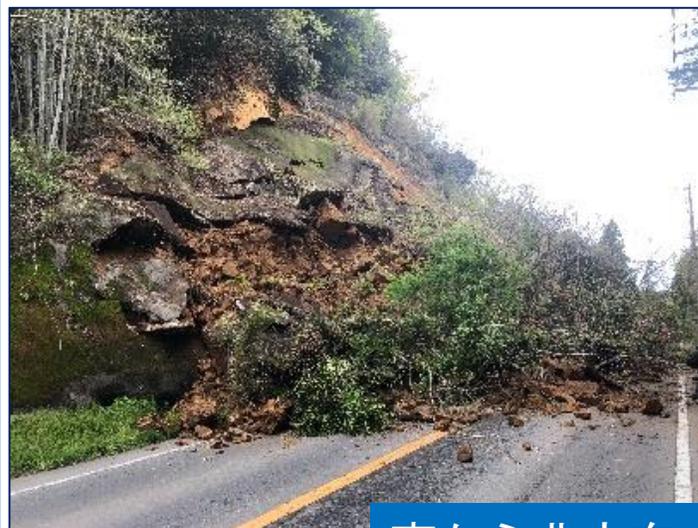
土砂崩れ発生位置図



現場写真



北から南方向



南から北方向

迂回ルート

